

<CHECK & CHECK CLUB 会員規約>

株式会社 ベネフィット・ワン

第1条 目的

CHECK & CHECK CLUB（以下「本クラブ」という）は、会員（第4条の定義による。以下同じ）のグルメライフの充実を図り、より豊かで有益な外食機会の実現を目的とします。

第2条 本規約の適用

本規約は、個人で直接に株式会社ベネフィット・ワン（以下「当社」という）が運営する本クラブ事務局（以下「事務局」という）宛に入会申込みまたは会員証番号登録の申込みをして本クラブに入会された会員に対し適用されます。

第3条 本クラブのサービス

本クラブの会員は、本クラブの加盟店をご利用いただく際に、優待割引等のサービス（以下「本サービス」という）を利用することができます。

第4条 入会・登録手続き

本クラブの目的に賛同し本規約を承認の上、事務局へ所定のフォームで入会申込みまたは会員証番号登録の申込みをされ、当社によって認められた個人をその年度の会員証番号登録会員（以下、単に「会員」という）として登録します。

なお、「年度」とは、本クラブのガイドブックの年度をはさんでその発行予定時期であるその前年の11月頃から翌々年の3月31日までのおよそ17ヶ月の期間を指します。

第5条 年会費

- 事務局に直接入会申込みをされた会員は、当社よりお届けする払込案内に基づき、別途定める年会費を、コンビニエンス・ストアまたはゆうちょ銀行経由の払込み（以下「払込み」という）の方法で当社にお支払いいただきます。
- 当社が認定する取扱店（以下「取扱店」という）にて会員証とガイドブックのセット商品（以下「セット商品」という）をお申込みいただいた会員は、当該取扱店に年会費をお支払いいただきます。なお、年会費の支払方法は、取扱店の決済規定に準じます。
- 年会費をお支払いいただくと、原則として、ご希望のエリア（地域）のガイドブック1冊と会員証（第6条の定義による）1枚が発行されます。
- 年会費はご希望のエリアによって価格が異なります。それは掲載店数が異なるためです。

第6条 会員証の発行

- 各会員宛に「CHECK & CHECK CLUB 会員証」（以下「会員証」という）が、事務局に申し込まれた個人の名義で1枚発行され、登録された宛先に送付されます。
- 1枚の会員証に対し一つ、年度ごとの会員証番号が付与されます。
- 会員証の有効期間は、発行日から各年度末までとします。
- 取扱店にてセット商品をお申込みいただいた場合、お申込み時に取扱店より会員証をお渡しします。この時点で本サービスをご利用いただくことは可能ですが、事務局への会員証番号登録はされておらず、会員証番号登録のためには所定のフォームでの手続きが必要です。

第7条 会員証の使用

会員は、会員証の有効期限満了日まで、本クラブ加盟店の利用の際に会員証にあるCCCマークを加盟店に提示することにより、当社と加盟店とが協定した優待割引などのサービスを利用することができます。

第8条 会員の名義変更

会員は、第10条に定める年々割引資格とともに、配偶者または第二親等までの親族への会員名義の変更をすることができます。その場合、当社の定めるフォームにより、会員本人からの申請が必要です。

第9条 会員証の再発行

1. 事務局に番号登録のある会員証を紛失した場合、会員本人からの申請と所定の再発行手数料を支払うことにより、紛失した年度の会員証の再発行を受けることができます。この場合、会員証番号は新しい番号が付与され、紛失した会員証の番号は事務局にて無効登録されます。
2. その年度の会員証番号登録が当社で確認できない場合、会員証は再発行できず、会員は所定の会員証新規発行の場合の定価を支払う必要があります。

第10条 年々割引の取扱い

1. 会員が直接事務局にセット商品を毎年継続して申し込んだ場合、その継続年数によって、別途定める年度会費の割引が適用されます（以下、この割引を「年々割引」といい、年々割引を受けられる資格を「年々割引資格」という）。
2. 原則として、年々割引が適用される商品は、会員がその年度の予約締切り日までに申し込んだセット商品に限定されます。
3. 年々割引が適用されるセット商品の年度会費の支払い手続きは、当社が告知する締切り期間までに所定のフォームで行うものとします。

第11条 年々割引の不適用

前条に定めるいずれかの事項の一つでも満たされない場合、その年度の年々割引は適用されず、原則として定額の年度会費が適用されます。ただし、事務局への直接申込みが継続され、翌年のセット商品の申込み時に、前条の規定が満たされた場合、翌年以降は引続き元々の継続年数に加算された年々割引が適用されます。

第12条 年々割引資格の譲渡

1. 年々割引資格を有する会員は、その資格を配偶者または第二親等までの親族の一人に譲渡することができます。
2. 年々割引資格の譲渡の申請は、会員本人が事務局宛に書面で行うものとします。

第13条 年々割引資格の失効

会員による直接の事務局へのセット商品の継続申込みが中断した場合、年々割引の適用は終了します。

なお、会員が継続申込みを中断した翌年に、再度事務局へのセット商品の申込みを行った場合、年々割引は初年度価格が適用されます。

第14条 商品発送後のキャンセル

1. 全ての商品の申込みにおいて、申込内容に沿った商品の発送後に、やむを得ない理由が生じてキャンセルを行う場合は、会員は商品到着から3週間以内に送料会員負担の上、当社に商品を全て返却し、当社に定価の30%分の料金のキャンセル手数料を支払うものとします。
2. 前項の場合も、会員が会員証に署名済みの場合は、商品は一切キャンセルまたは返品することができません。また、上記期間を過ぎた年度途中のキャンセルはできません。

第 15 条 遵守事項

会員は、以下の事項を必ず守ってください。

- (1) ガイドブックおよびホームページ等に記載のご利用方法と基本ルールを遵守すること。
- (2) 本クラブのサービスの利用に際しては、加盟店の利用規定に従い、万一加盟店に対して、故意または過失により損害を与えたとき、その損害を賠償すること。
- (3) 事務局の登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定のフォームにて事務局に届け出を行うこと。
- (4) 本クラブのサービスを営利目的で使用しないこと。

第 16 条 会員資格の取り消し

1. 会員が次のいずれかの事由に該当する場合は、当社は当該会員の会員資格を取消すことができます。会員は、当社より会員証返還請求があった場合は、直ちに会員証を返却するものとします。
 - (1) 会員が本規約に定める事項および特約に違反した場合
 - (2) 当社にて、会員が申し込んだ年度会費の支払いが確認できない場合
 - (3) 本クラブの信用等を傷付けるおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) 会員として不適切・不適格であると当社が判断した場合
 - (5) 入会申込みおよび会員証番号登録の内容に虚偽の記載があった場合
 - (6) 前各号に準ずる事由が生じた場合
2. 前項に基づき会員の会員資格が取消され、会員証およびその他の商品が返還された場合は、第 14 条に規定するキャンセルの取扱いが適用されます。
3. 当社による返還請求にも拘わらず、会員が会員証を返還せずに使用した場合は、当社は、当該会員が会員証の不正使用を行ったものとみなし、会員証を没収することがあります。

第 17 条 個人情報の管理

当社は、会員証番号登録に際して会員より届け出られた利用者本人を識別する情報（個人情報）を、別途定める「個人情報の取扱いについて」の下で厳に秘密として管理します。

第 18 条 規約の変更等

1. 当社は会員への事前の告知を行うことなく、サービス内容を変更（サービスの終了を含む）することができるものとします。
2. 前項のサービス内容の変更を行う場合、会員に対して遅滞なく、インターネットの掲示、メール又はファックスによる通知のいずれかの方法で、これを告知又は周知するものとします。
3. 当社は本会の健全な運営を図るため、又は法令の改正等により当社が必要と判断した場合には、本規約を改定（変更及び廃止を含む）することができます。
4. 前項の改定を行う場合、本規約を改定する旨及び改定後の内容並びその効力発生時期について、個人会員に対して事前にホームページに告知又は周知するものとし、当該改定は告知等に定める日より適用されるものとします。

第 19 条 管轄裁判所

会員と当社との間で本クラブに関連する事項について訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。

(2020 年 5 月 1 日改定)